別記第９号様式(第14条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　号

　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

ニセコ町長

ニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金変更等承認決定書

　　　年　　　月　　　日付けで（　変更 ・ 中止　・廃止　）申請のありましたニセコ町脱炭素・再エネ推進事業補助金について、内容を審査した結果、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

１．変更

|  |  |
| --- | --- |
| 変更承認する補助金の額 | 金　　　　　　　　，０００円 |
| 変更承認の対象となる補助事業 | □　太陽光発電設備  □　蓄電池  □　エネルギーマネジメントシステム  □　高効率空調設備  □　高効率給湯設備  □　新築戸建て住宅  □　EV自動車（カーシェア） |

２．中止・廃止

|  |  |
| --- | --- |
| 中止・廃止を承認する補助金の額 | 金　　　　　　　　，０００円 |
| 中止・廃止承認の対象となる補助事業 | □　太陽光発電設備  □　蓄電池  □　エネルギーマネジメントシステム  □　高効率空調設備  □　高効率給湯設備  □　新築戸建て住宅  □　EV自動車（カーシェア） |

１　補助金により設置した対象設備は、法定耐用年数を経過することになるまで、この補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、町長の承認を受けた場合を除きます。

２　補助事業者が補助金交付条件に違反したときは、補助金交付決定の取り消し、及び補助金の返還を命じます。

３　この内容に対し不服のある補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた日から３０日以内に書面をもって不服を申し出ることができます。